

身に損得が生じる場合。(b) 公平である能力に影響を与えうる、個人的または経済的利害関係があると、常識的に見ることができる場合。(c) ある決定に関し、密接な個人的利害がある場合。

<参考：旧定義RRS 2013-2016>

利害関係者 プロテスト委員会の判決の結果、有利となるか、不利となる者、または判決に対して個人的に密接な利害関係を持つ者を利害関係者という。

「支援者」のルール化：コーチ、スタッフ、親等の支援者もRRSの適用を受け、支援者・支援艇の違反によっては、当該支援者だけでなく、関係する競技艇にペナルティーが課せられることもある

「支援者」が新たにRRSの適用を受けることになった。支援者は規則を受け入れ、規則に従わなければならない。

支援者に違反行為があった場合、支援者も抗議され、抗議の当事者になる。その判決では、支援者がペナルティを課せられるとともに、関係する選手・競技艇にも場合によってはペナルティがかけられることになった。

(1) 支援者とは

「支援者」は、コーチ、マネージャー、チーム・スタッフ、医師・医療スタッフ等のスタッフ並びに選手の親や保護者をさす。(定義「支援者」参照)

支援艇の行動なども、支援者がドライブするボートとして支援者関係規則の対象となる。

支援者もRRS等の規則を受け入れるとともに、選手やオーナーも支援者が規則を認識しているようにしなければならない。(RRS 3「規則を受け入れること」参照)

(参照条文)

定義 支援者 以下に該当する人物を支援者という。P10

(a) 競技者に物理的または助言的サポートを提供する、または提供することができる人物。コーチ、トレーナー、マネージャー、チーム・スタッフ、医師、医療補助員、または競技中もしくはその準備のために競技者とともに働いたり、治療したり、援助したりするその他の人物、すべてを含む。

(b) 競技者の親または保護者

3 規則を受け入れること

3.1 (a) これらの規則に基づき運営されるレースに参加、または参加しようとするにより、各競技者と艇のオーナーは、これらの規則を受け入れることに同意するものとする。

(b) 支援者が支援を提供すること、または親や保護者が子供がレースに参加することを認めること、これらは規則を受け入れることに同意したものとする。

3.2 各競技者と艇のオーナーは、彼らの支援者が規則に従うことを、支援者に代わって同意するものとする。

3.3 規則を受け入れることには、以下の同意が含まれる。

(a) ~ (c) (省略)

(d) 各競技者と艇のオーナーは、確実に彼らの支援者が規則を認識しているようにすること。

(2) 支援者と抗議・救済要求との関係

支援者も抗議され審問を受ける。ただし支援者を抗議出来るのはプロテスト委員会だけで、選手・競技艇、レース委員会、テクニカル委員会等は直接抗議は出来ず、プロテスト委員会に情報を提供する。

支援者に対する抗議の判決のペナルティーとしては

・当該支援者に直接課すペナルティ：警告、開催地からの排除、権利等の剥奪、その他の措置。

・関係する選手・競技艇に課すペナルティ：競技艇の得点を失格またはそれ以下の得点変更を行う。ただし、競技艇の成績にペナルティーを課すのは、支援者の違反の結果、選手・競技艇がレース上有利になったか、支援者の違反に対して選手・競技艇にペナルティを課すと警告したのに支援者が更に違反を犯した場合のみである。

(参照条文)

定義 当事者 審問の当事者とは以下の者である。

(a) 抗議の審問では、抗議者、被抗議者。(中略)

(e) 規則60.3 (d) に基づく審問の対象となる支援者。

60.3(d) 自ら目撃したか、または審問中に取った証言を含む、あらゆる情報源から受け取った情報を基に、支援者が規則に違反したかどうかを検討するための審問を招集する。

6.4.4 支援者に関する判決

(a) プロテスト委員会は、審問の当事者である支援者が規則に違反したと判定した場合、次のことができる。

(1) 警告を与える。

(2) その人物を大会もしくは開催地から排除する、または、権利もしくは特典を剥奪する。

(3) 規則の定めるとおり、プロテスト委員会の権限内で他の処置を行う。

(b) プロテスト委員会は、次のいずれかの判定をした場合、支援者の規則違反を理由に、艇のある1つのレースにおける得点に、失格またはそれ以下の変更を加えることによって、競技者にもペナルティーを課すことができる。

(1) 支援者の違反の結果、競技者が競技上有利になった可能性がある。

(2) プロテスト委員会が競技者に、ペナルティーを課すことがあると警告した後、支援者がさらなる違反を犯した。

(3) その他支援者

支援者もRRS 6 賭け行為と腐敗防止の対象になった。

(参照条文)

6 賭け行為と腐敗防止

競技者、艇のオーナーおよび支援者は、World Sailing 規定37 [賭け行為と腐敗防止規程] に従わなければならない。

ライフラインの「たわみ」(OSR) のRRS上の適合が図られた

既に「たわみ」を規定して改正されていた World Sailing 外洋特別規定等との整合性をとるために改正された。

旧RRS 49. 2では「ライフラインをぴんと張らなければならず～」となっていたが、2014年発効のISAF「外洋特別規定2014-2015」でライフラインの「たわみ」の限度の表記が採用された。それは逆にライフラインの「たわみ」を一定限度まで許すことをさし、旧RRS 49. 2の「ライフラインをぴんと張る」と矛盾するので、その時点でISAFのオフショア委員会からRR委員会に改正要望がでて改正することとなった。

(参照条文) P30

49. 2 クラス規則または他の規則によりライフラインが必要とされている場合、必要な作業を短時間行う場合を除き、競技者は胴体の一部でもライフラインの外側に出してはならない。上部と下部のライフラインを備えた艇では、腰を下部のライフラインの内側に置き、外を向いてデッキに座る競技者は、上半身を上部のライフラインの外側に出すことができる。クラス規則または他の規則が最大たわみを規定している場合を除き、ライフラインはぴんと張らなければならない。クラス規則がライフラインの材質や直径の下限を規定していない場合、ライフラインは、『World Sailing外洋特別規定』の該当項目で定められた仕様に適合していなければならない。